

平成29年度ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金募集要項

平成29年3月30日
長寿社会課

1 目的

県内在住の55歳以上の個人やグループ・団体が、経験、技能、資格等を生かして新たな事業を県内で起業する場合に、その経費の一部を支援することで、高齢者の生きがいをづくり、自立促進又は社会参加を図ります。

2 対象者

- (1) 県内在住の55歳以上の県民
- (2) 県内在住55歳以上の県民2名以上で構成される団体・グループ

3 対象事業

経験や技能を生かして、県内で次の区分の事業を起業する際に、立ち上げ経費を支援します。但し、(1) から (10) までの事業は対象外とします。

区分	内容	対象経費の例
高齢者福祉事業型	高齢者福祉の向上や高齢者の社会参加（他の高齢者の雇用など、但し、3親等以内の親族は対象外）に寄与する事業の起業	・施設改修費（需用費・工事請負費） ・設備整備費（工事請負費） ・開所後1年間の事務所の賃借料（使用料及び賃借料）
一般事業型	高齢者福祉事業型以外の事業の起業	※2親等以内の親族が所有する事務所等は対象外とし、3親等以上の親族が所有する事務所等は契約書等で支払いを確認します。 ・機器設備等のリース料（使用料及び賃借料） ・物品購入費（需用費・備品購入費） ※1件15万円未満のもの

【対象外事業】

- (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）」により規制の対象となるもの
- (2) 易断所、観相業、相場案内業
- (3) 競輪・競馬等の競走場、競技団
- (4) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
- (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (6) 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- (7) 貸付業・集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
- (8) 宗教
- (9) 政治・経済・文化団体
- (10) 県が不相当と判断する事業

4 事業の実施期間

交付決定後から平成30年3月31日まで

5 対象経費等

(1) 対象経費

事業の実施に必要な対象経費の需用費、使用料及び賃借料、工事請負費（県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、備品購入費（ただし、15万円未満の備品とする。）

(2) 補助率及び補助限度額

区分	補助率	限度額
高齢者福祉事業型	2/3	80万円
一般事業型	1/2	

6 募集期間

平成29年4月3日（月）から平成30年1月31日（水）まで（必着）

※ただし、予算の執行状況によっては上記期間より早く終了する場合があります。

7 応募方法

(1) 提出方法

下記（2）の提出書類を下記（3）の窓口へ郵送又は持参してください。

また、申請にあたっては事前協議が必要となりますので、必ず事前に下記（3）の窓口にお問い合わせください。（遅くとも事業着手予定日の1か月前にはご相談ください。）

(2) 提出書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書（様式第1号）
- ③事業収支予算書（様式第2号）
- ④事業支出予定額内訳書（様式第3号）
- ⑤住民票もしくは免許証など現住所、生年月日のわかるものの写し
（団体・グループの場合には構成員全員分）
 - ・事業を実施する土地・建物が賃借の場合には、賃貸借契約書の写し
 - ・その他参考となる資料

※提出書類の様式は、ホームページからダウンロード又は提出先に請求してください。

（参考）県庁長寿社会課 ことぶき起業支援 <https://www.pref.tottori.lg.jp/250224.htm>

(3) 提出先・窓口

鳥取県福祉保健部長寿社会課 いきいき長寿推進担当 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地（県庁2階） 電話：0857-26-7177 ファクシミリ：0857-26-8127
--

8 交付決定、事業実施等

(1) 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

(2) 交付決定は、予算の範囲内で随時行います（2事業程度を予定）。

(3) 申請事業者は、交付決定後に事業を実施してください。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所

申請者 氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成 年度ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金交付申請書

平成 年度ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書(様式第1号) 2 収支予算書(様式第2号) 3 事業支出予定額内訳書(様式第3号) 4 現住所、生年月日のわかる書類

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、その補助金名、事業内容、当該補助金に係る問合せ先を記載してください。

消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

県外発注の有無（有・無）

※工事請負費について、県内発注が困難である場合はその理由を記載してください。

その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画がある場合はその内容を記載してください。

（注1）申請書には次の書類を添付してください。

- 1 個人の場合・・・住民票もしくは免許証など現住所、生年月日のわかるものの写し
- 2 団体・グループの場合・・・団体・グループの構成員に係る1に同じ書類
- 3 事業を実施する土地・建物が賃借の場合・・・賃貸借契約書の写し

（注2）対象経費に工事請負費（建物の改修）がある場合の添付書類

- 1 工事前・後の建物の平面図及び配置図及び改修を加える箇所の工事前（後）の写真（工事後は実績報告時）

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金収支予算（決算）書

<収入の部>

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
県補助金				
自己資金				
事業収入				
借入金				
その他				
計				

<支出の部>

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
需用費				
使用料及び賃借料				
工事請負費				
備品購入費				
その他経費				
計				

様式第3号（第4条、第8条関係）

平成 年度ことぶき起業支援（プチ起業支援）補助金事業支出予定（支出）額内訳書

（単位：円）

科 目	支出予定（支出）額	積 算 内 訳 （単価、数量等が分かるよう具体的に記載してください。）
需用費 使用料及び 賃借料 工事請負費 備品購入費		
① 小 計		※補助金対象経費
その他経費		
② 小 計		※補助金対象外経費
合 計 （①+②）		